



2020年3月23日

健康増進法(受動喫煙防止法)の改正による喫煙場所の設置について

平素は神戸みなと温泉 蓮をご利用いただき、誠に有り難うございます。

受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、2020年4月1日から全面施行されることを受け、館内の指定喫煙場所除き、禁煙とさせていただきます。

加熱式たばこ及び電子たばこを含む全ての喫煙行為には、館内指定の喫煙所をご利用ください。

なお、展望 BAR REN KOBE は、2020年4月1日から「喫煙目的室」として営業いたします。誠に恐れ入りますが、20歳未満の方および妊娠されている方のご利用はご遠慮いただきますよう、お願い申し上げます。

展望 BAR REN KOBE

●2020年3月31日まで
喫煙可、20歳未満の方のご利用も可

●2020年4月1日から
喫煙可
※20歳未満の方および妊娠されている方のご利用はご遠慮いただいております。

<営業時間>
17:00~24:00



お客様におかれましてはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

神戸みなと温泉 蓮
総支配人 坂口 淳一